釧路市公営企業広告事業実施要綱

（趣旨）

第１条　公営企業の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を有料で掲載及び掲出する事業（以下「広告事業」という。）については、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（広告媒体）

第２条　広告事業を実施することができる公営企業の資産（以下「広告媒体」という。）は、次のとおりとする。

(1)　公営企業が発行する刊行物及び印刷物並びにこれらに類するもの

(2)　公営企業の財産

(3)　その他公営企業管理者の指定するもの

（広告の対象）

第３条　別表に掲げる広告のいずれかに該当するものは、広告事業の広告の対象としない。

（広告掲載等希望者の募集等）

第４条　広告媒体を所管する部（これに相当する組織を含む。）の長（以下「所管部長等」という。）は、広告事業を実施しようとするときは、次に掲げる事項を定めた募集要項又はこれに類するもの（以下「募集要項等」という。）を作成するものとする。

(1)　広告媒体の名称

(2)　広告の規格、掲載又は掲出（以下「掲載等」という。）の位置、掲載等の期間等

(3)　広告媒体に掲載等をする広告のデザイン、文案等に関する基準（以下「広告掲載等基準」という。）

(4)　広告料の額

(5)　申込みの時期及び方法

(6)　広告の掲載等をする者（以下「広告主」という。）の選定方法

(7)　第１０条から第１２条までに定める事項

（8） その他広告の掲載等の募集及び契約に関し必要な事項

２　所管部長等は、広告の掲載等の募集をしようとするときは、本要綱を示し、募集要項等により、広告の掲載等を希望する者（以下「広告掲載等希望者」という。）を募集するものとする。

３　第１項第４号の広告料の額は、所管部長等が定める。この場合において、広告料の額の設定について、法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

（広告の掲載等の申込み等）

第５条　広告掲載等希望者は、広告掲載等申込書に広告媒体に掲載等をしようとする広告案を添付して申し込むものとする。

２　広告案は、広告掲載等基準に適合したものでなければならない。

（広告主の決定等）

第６条　広告の掲載等の募集をした広告媒体について、前条第１項の規定による申込みがあった場合においては、所管部長等は、募集要項等の定めるところにより、広告主を決定するものとし、選定の結果について、申込みを行った者に通知するものとする。この場合において、広告主の決定について、法令等に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

（広告料の納付）

第７条　広告主は、広告の掲載等の決定後、管理者の指定する期日までに、広告料を納付するものとする。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

（広告の掲載等の手順）

第８条　広告主は、広告の掲載等をしようとするときは、その方法、日程等について、管理者の指示に従わなければならない。

２　所管部長等は、掲載等をする広告の形態、内容及び表現等が基準及び募集要項等に適合していることを確認しなければならない。

３　所管部長等は、前項の規定による確認の結果、広告の掲載等をすること が適当でないと認めたときは、広告主に対し、内容等の変更を求めることができる。

（広告の掲載等の付記事項）

第９条　広告媒体に広告の掲載等をする場合においては、当該広告が民間企業等の広告であることを明確化するため、原則として、公営企業の広報等と広告事業による広告の掲載等とを区分し、及び当該広告の掲載等の欄に「広告欄」等の文言を記載して民間企業等の広告欄であることを明示するとともに、必要に応じ、広告の内容に関する責任の帰属に関することその他必要な事項を付記するものとする。

（広告主の義務）

第１０条　広告主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　広告の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。

(2)　広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。

(3)　広告に関連する財産権について、その権利処理が完了していること。

２　広告主は、前項各号に掲げる事項に対し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれらを解決しなければならない。

（広告の掲載等の取消し）

第１１条　管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載等の期間中であっても、広告主への催告等を行わずに広告の掲載等を取り消すことができる。

(1)　指定する期日までに掲載等をする広告の提出がないとき。

(2)　広告主が公営企業の信頼を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為を行ったとき。

(3)　広告主が社会的信頼を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。

(4)　広告主の倒産、破産等により広告の掲載等をする必要がなくなったとき。

(5)　広告が別表に定める広告事業の対象としない広告の基準第８号又は第９号に該当するに至ったとき。

(6)　広告主が書面により、掲載等の取下げを申し出たとき。

(7)　公営企業の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。

（広告料の返還）

第１２条　既に納付した広告料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰することができない事

由により、広告の掲載等を中止し、又は広告の掲載等に係る契約を解除したときは、この限りでない。

（広告事業審査委員会の設置）

第１３条　広告媒体への広告の掲載等の適正化を図るため、釧路市公営企業広告事業審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

２　委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

３　委員会の委員長には上下水道部長を、委員には総務課長、経営企画課長及び管理者がその都度必要と認める職員をもって充てる。

４　委員長は、委員会の事務を総理する。

５　委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

６　委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を管理者に報告するものとする。

（1）　広告が別表に掲げる広告に該当するものであるか否か疑義がある広告

（2）　その他広告事業の実施に関し管理者が指示した事項

（庶務）

第１４条　委員会の庶務は、総務課において処理する。

（委任）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、広告事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和８年１１月１日から施行する。

別表（第３条第１項関係）

広告事業の対象としない広告の基準

(1)　意見広告

(2)　名刺広告

(3)　政党・政治団体の広告及び選挙関連の広告

(4)　宗教団体の広告

(5)　消費者金融に関する広告

(6)　クレジット（キャッシングローンを含む。）に関する広告（市内での実績と信用力のある金融機関が行う公共性が高いものを除く。）

(7)　商品先物取引に関する広告

(8)　マルチ商法、マルチまがい商法、キャッチセールス、アポイントメントセールス、催眠商法その他これらに類する方法で販売されたことのある商品等の広告

(9)　消費者センター等の公的機関に苦情があり、紛争となっており、又はマスコミ等で問題となっている会社、団体等の広告

(10)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に定める風俗営業（もっぱら飲食を主体とする食堂、レストラン等の営業を除く。）、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業の広告

(11)不動産取引に関する広告（公的機関、証券取引所への上場企業及びそのグループ企業又はこれに準ずると認められる企業で、市内での実績と信用力のあるものの広告を除く。）

(12)美観風致を損なうおそれのある広告

(13)法令等に違反する広告及びそのおそれのある広告

(14)公序良俗に反する広告及びそのおそれのある広告

(15)人権侵害となる広告及びそのおそれのある広告

(16)その他広告媒体に掲載する広告として適当でないと管理者が認める広告